

使用料の改定について（令和7年4月1日から）

令和6年3月に策定された「公の施設に係る受益者負担の設定基準」に基づき、令和7年4月1日より使用料を改定します。

この改定は、施設を利用する人と利用しない人の公平性の観点から、負担の適正化を図るものです。

皆さまにはご負担をおかけしますが、ご理解・ご協力賜りますようお願い申し上げます。

詳細は「[公の施設に係る受益者負担の設定基準](#)」ページをご参照ください。

改定日

令和7年4月1日

（注記）上記日付以降の利用から新料金を適用します。

亀田駅前地域交流センターの使用料改定について

施設名	利用施設・区分等	使用料		
		改定前	改定後	
亀田駅前地域交流センター	ギャラリー【午前9時～正午】	1,200	850	
	ギャラリー【午後1時～午後5時】	1,600	1,130	
	ギャラリー【午後6時～午後10時】	1,600	1,130	
	多目的ルーム【午前9時～正午】	2,700	1,910	
	多目的ルーム【午後1時～午後5時】	3,600	2,550	
	多目的ルーム【午後6時～午後10時】	3,600	2,550	
	会議室【午前9時～正午】	900	630	
	会議室【午後1時～午後5時】	1,200	850	
	会議室【午後6時～午後10時】	1,200	850	
	和室1【午前9時～正午】	600	420	
	和室1【午後1時～午後5時】	800	560	
	和室1【午後6時～午後10時】	800	560	
	和室2【午前9時～正午】	600	420	
	和室2【午後1時～午後5時】	800	560	
	和室2【午後6時～午後10時】	800	560	
	<上表に規定する利用時間以外の時間に利用する場合>			
		ギャラリー【1時間】	400	280
	多目的ルーム【1時間】	900	630	
	会議室【1時間】	300	210	
	和室1【1時間】	200	140	
	和室2【1時間】	200	140	
<附属設備>				
	多目的ルーム 放送設備 一式【1回】	300	210	
	各室共通 可搬式プロジェクター 一式【1回】	800	560	